女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和　４年　３月　１日
社会福祉法人　常光会

職員全員が働きやすい環境を作ることによって、女性の職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和　４年　４月　１日～令和　９年　３月３１日までの５年間

２．数値目標
課長（所長）級以上の管理職の女性の割合を５０％以上とする。

３．取組内容
①給与体系の見直し
介護等の現場から、相談・管理業務へ昇格した場合において、所得が下がらないよう給与体系の見直しを行う。

②育成の充実
意欲ある職員の積極的な外部研修への参加、資格取得の支援等を行うとともに、当該育成のアウトプットの現場へのフィードバックの状況及び当該職員の能力向上状況を把握する仕組みの構築。

③支援体制の整備
昇格又は昇格候補の職員が、管理職としての能力を発揮できるよう支援体制を整備する。

４．取組の実施期間
令和　４年　４月　１日～　給与体系の見直し
令和　５年　４月　１日～　管理職候補の職員の育成
令和　７年　４月　１日～　管理職候補者の支援